

獣医事審議会専門委員の適格要件及び任命基準

農林水産省

消費・安全局長

1 適格要件

- (1) 二親等以内の者が、当該年度の獣医師国家試験を受験することが予想される者でないこと
- (2) 専門委員に就任するに当たって、健康上の問題がないこと
- (3) 過去に獣医師国家試験、大学の試験等で不正な行為を行ったことがないこと

2 任命基準

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において獣医師国家試験の出題科目を担当する教授、准教授等の職にある者又はあった者
- (2) 研究機関や行政機関の職員又は獣医師として概ね10年以上の職務経験を有する者
- (3) 上記以外の者で、上記に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者として、農林水産大臣が適当と認める者